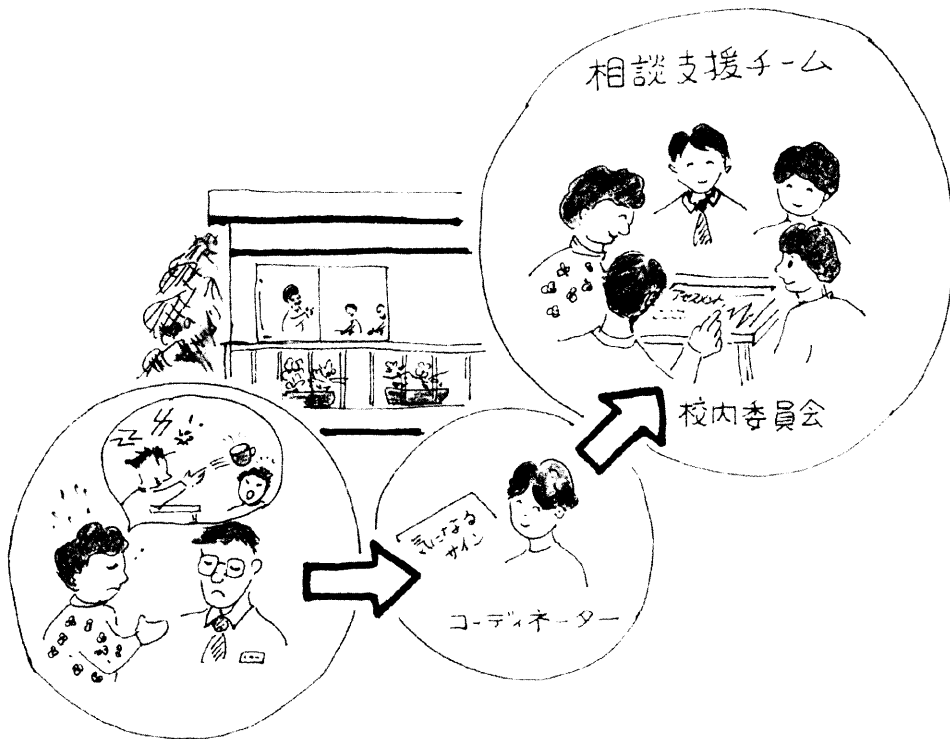


## 第2部

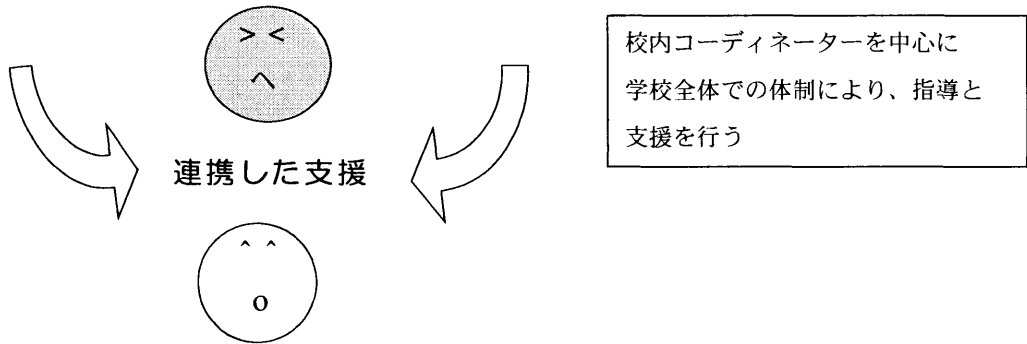
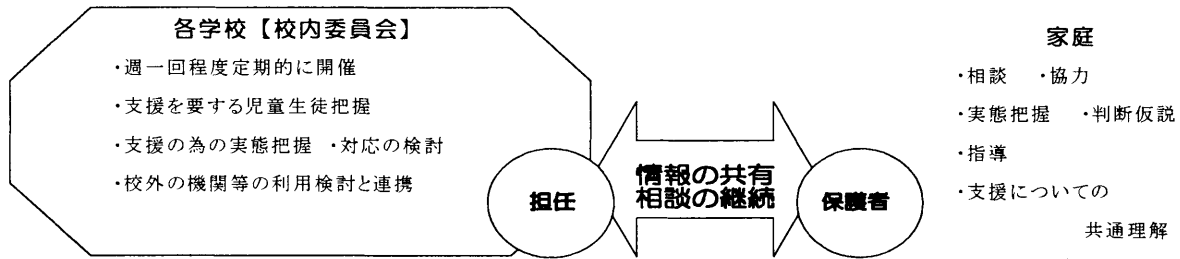
### 支援体制を進めるために





# 学校の中でどう取り組むか（担任・校内委員会）

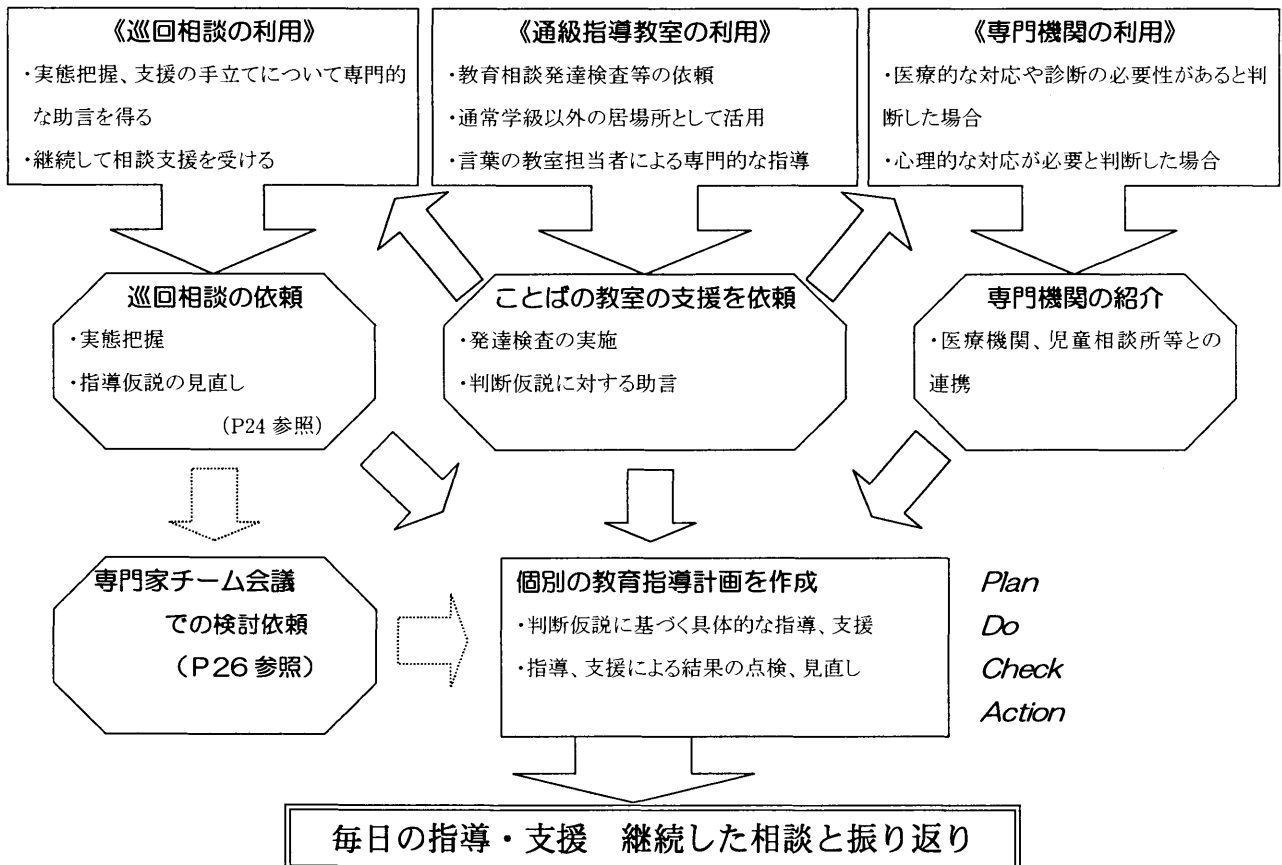
## <担任の気づきが大切>



**子どものために**  
その子はどんなことに困っているのか。想像してみましょう。  
どうしたいと感じているのか。本人の思いも聞いてみよう。

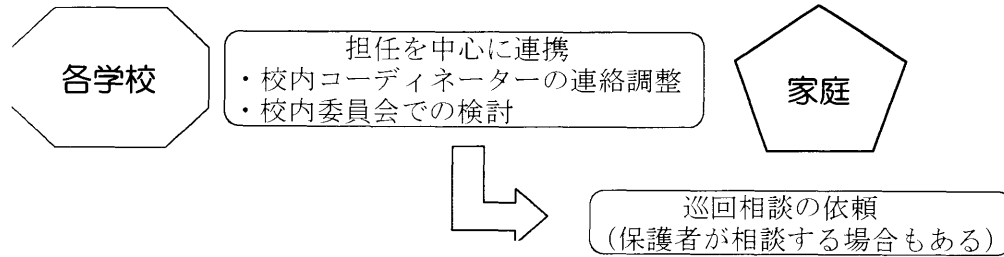
**保護者とともに**  
学校での様子を伝えるだけでなく、家庭での様子や保護者の思いを共有し、一緒に考え、行動することが大切です。

**仲間とともに**  
どの子もクラスの一員、みんなが同じように大切だと伝わっていますか。  
担任だけ、コーディネーターだけが支援するのではなく、仲間とともに学べるように支援します。



## 学校外の支援体制を活用（巡回相談）

京都府全体を5つの支援地域とし、それぞれの地域ごとに巡回相談チームを置いて派遣。（p. 27～）  
 市町村独自の巡回相談チームによって、学校を巡回支援しているところもあります。



○ 申込み

### 巡回相談

校内委員会で、より適切な指導のため巡回相談を活用することとなったケースについて依頼する。

### 巡回相談チーム

各支援地域に設置（p. 27一覽参照）  
 学校の申込みに応じ巡回相談を実施

### 府の巡回相談チーム

支援地域のチームから依頼があつた場合に医師等を派遣

○ 相談準備

### 相談事項の再整理

アセスメント票（平成16年推進ガイド参照）を活用し、項目ごとに整理

- ・ 本人は何に困っているか
- ・ 原因として考えられることは何か
- ・ これまでの対応でうまくいったこと
- ・ これまでの対応でうまくいかなかったこと
- ・ 表面化したトラブルの前後の状況
- ・ 引き金となることば、場面はないか

○ 相談当日

### 巡回相談チームの派遣

- ・ 巡回相談員が学校を訪れ、児童生徒の実態を把握し、学校関係者、保護者と相談を行う。
- ・ 継続した相談を前提に、助言、指導を行う。

### 出席者（該当校の希望等による）

担任、該当校の特別支援教育コーディネーター、管理職、巡回相談チーム委員、保護者等

毎日の指導・支援

継続した相談と振り返り

○実践への応用

助言をもとに学校での指導・支援を練り直し実践

**個別の指導計画作成**

助言をもとに、自校の状況に応じて、学校生活の中で実践する手立てを練り直す。

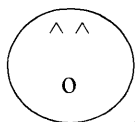
**学校全体での支援体制確認**

特別支援教育コーディネーターが中心となり、学校としての方針、学級担任の支援に加え、学校の教職員全員が共通して取り組む事項について徹底する。

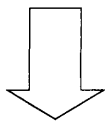
**保護者との相談**

巡回教育相談の内容等を保護者と共有し、学校での手立てと家庭での手立てを協力して行う。

○評価・追跡評価

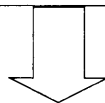


指導・支援が適切に作用し、支障無く学校生活を送れている。



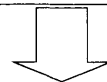
支援の継続

指導・支援が適切に作用していたが、子どもの成長や環境の変化等に伴い、新たに困難な面が現れてきた。

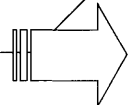


校内委員会で指導・支援方法について再検討

巡回相談等を受けた指導・支援の効果が見られない。さらに広い範囲での専門的な意見・助言が必要と思われる。



校内委員会で検討の結果、専門家チーム会議に検討を依頼することにする。



**巡回相談チーム、専門家チームによるその他の支援**

- ・ 実態把握ーアセスメント作成のための事実把握等への協力
- ・ 指導援助ー助言の練り直し、個別の指導計画等作成への協力
- ・ 追跡評価ー子どもの実態変化等に対応した指導・支援への協力

p 26

## 学校外の支援体制を活用（専門家チーム会議）

巡回相談等の結果、さらに広い範囲での専門的な意見・助言が必要と思われる困難なケース等の検討。支援地域巡回相談チームの相談状況の検証。

### 出席者

（該当校の希望等による）担任、該当校の特別支援教育コーディネーター、管理職、巡回相談チーム委員等

1 ケース約90分  
説明（20～30分）  
質疑（30～40分）  
助言（20～30分）

学校や巡回相談チームからの説明・資料に基づき、質疑等を通して子どもの状況を把握する。専門的立場からの意見の提示・望ましい教育的対応についての助言を行う。

### 【専門家チーム委員】

医師、作業療法士、臨床心理士、児童相談所心理判定員、特別支援教育に関する専門的知識・経験を有する教員

### 傍聴

市町村教育委員会指導主事、地域コーディネーター、教育局指導主事の傍聴可

## LD等の判断や専門的な意見の提示 望ましい教育的対応についての助言

### ○申し込み

校内委員会でケースの優先順位を検討し、専門家チームに検討を依頼するケースを決定

### ○事前準備

#### 保護者との相談

- ・専門家チームへ検討を依頼することについて保護者の了解を得る。
- ・検討を依頼する目的、内容について保護者と十分に相談し、資料を作成する。

#### 資料の作成及び検討

- ・ケースについて事実を冷静に整理し、「アセスメント票」「相談票（保護者用、学校用）」を作成する。

### ○会議への出席

#### 【子どもの状況説明】

- ・学習ノートや描画、エピソード記録など課題がわかる資料、発達検査の下位検査データ等を準備し、当日持参する。（検討中回覧）
- ・具体的なエピソードを交えて子どもの様子を説明する。委員との質疑を通して、判断仮説や支援策の検討を深める。

### ○相談後の実践

#### 個別の指導計画作成

- ・助言を踏まえ、実態把握の見直しを行い個別の指導計画を作成する。

#### 保護者への報告

- ・検討内容等を保護者へ報告し、共通理解を図り実行する。

### ○（追跡）評価

指導・支援が適切に作用し、支障なく学校生活が送れている

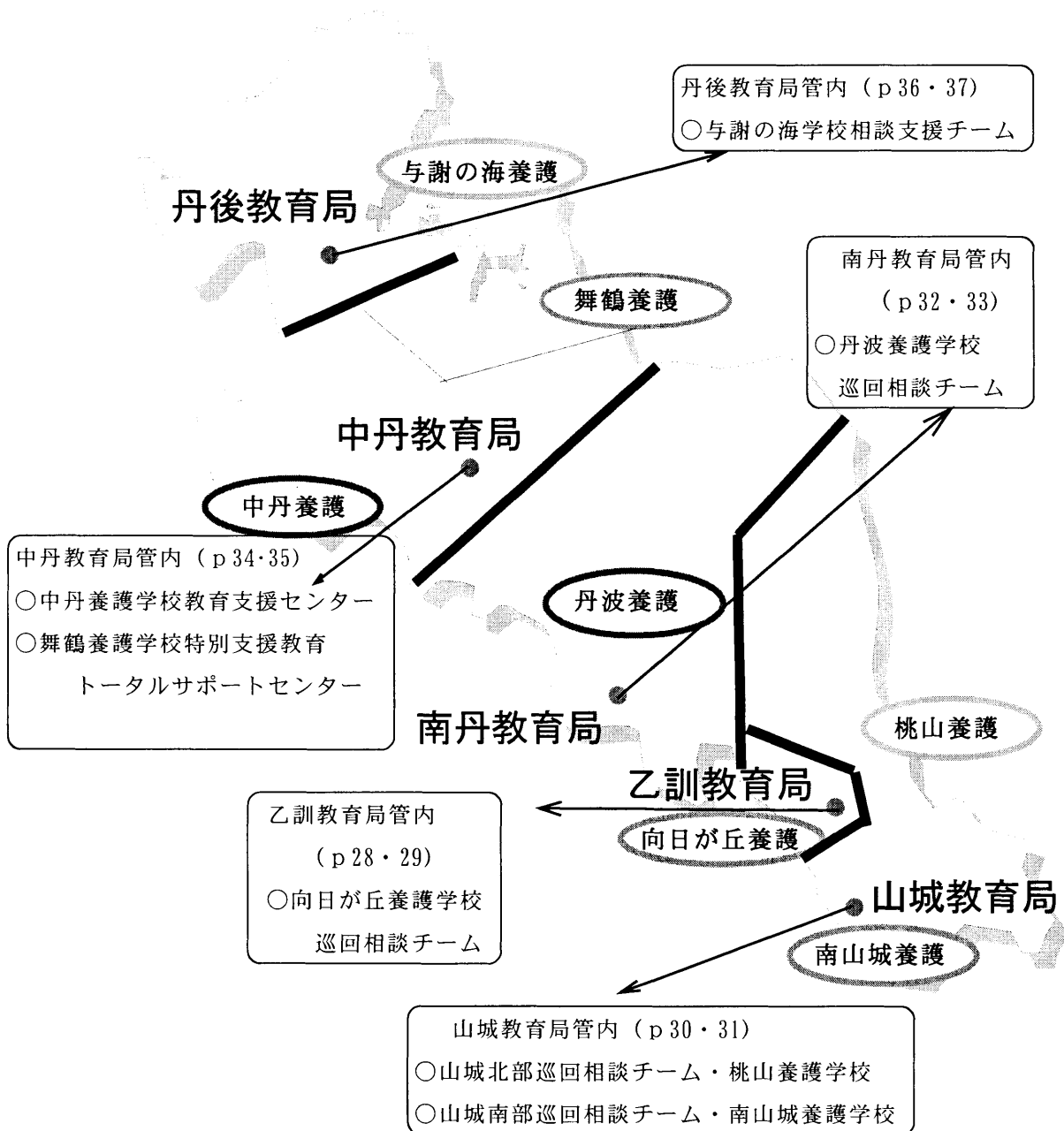
支援の継続

期待した成果が見られない。または、指導・支援が適切に作用していたが、子どもの成長に伴い、新たに困難な面が現れてきた。

校内委員会で再検討

校内委員会で再検討の後、他の専門機関、巡回相談、専門家チーム会議等に再度検討を依頼する。

## 各支援地域の取組



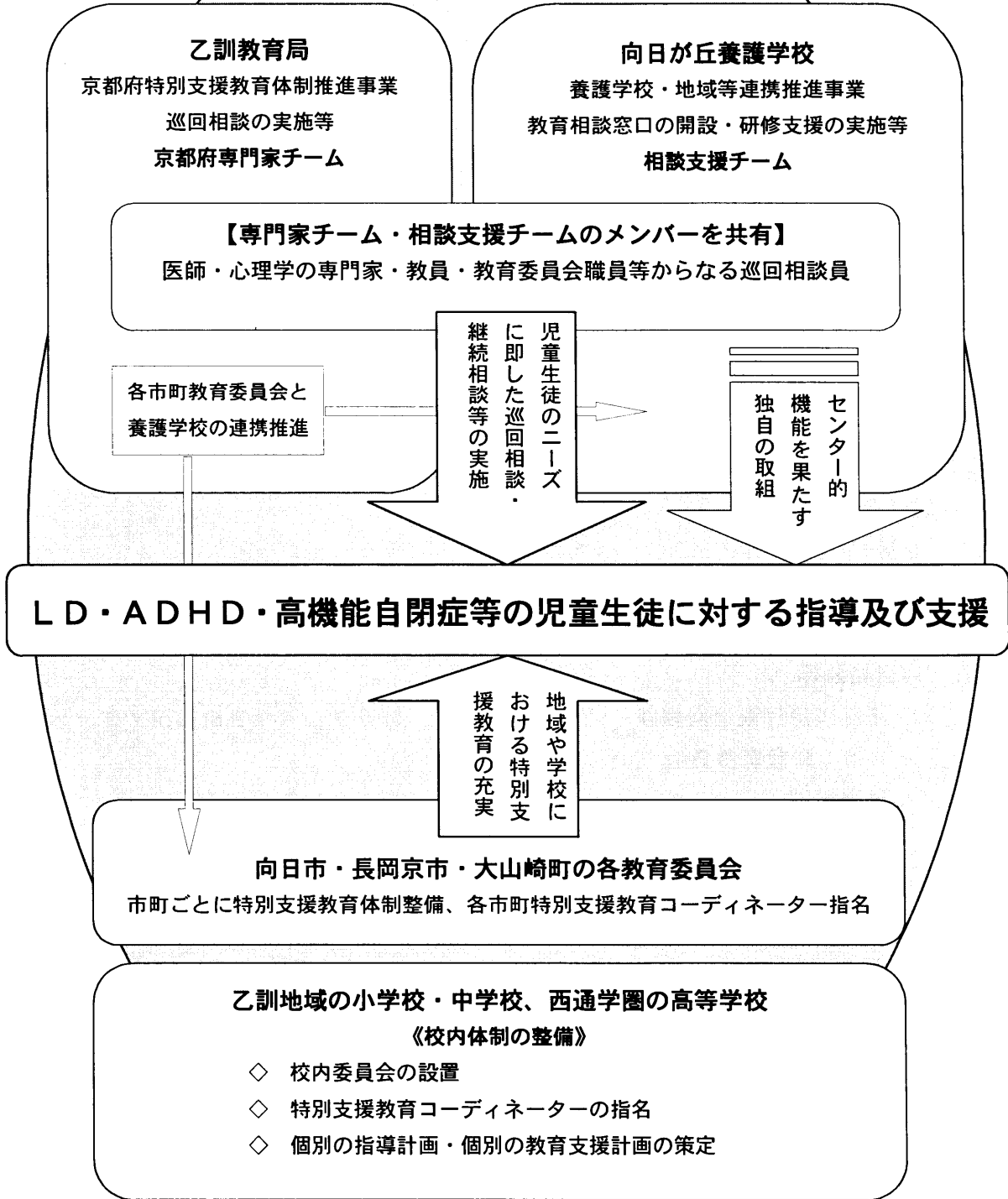
P. 26～P. 35では、各支援地域での取り組みを紹介します。

教育局と最寄りの養護学校が連携して支援地域単位で設置している巡回相談チームが、児童生徒と学校を支援します。

また、府全域で活用できる府の専門家チームや府巡回相談チームの他、独自に巡回相談を実施する市町村も増え、重層的な整備が進められています。巡回相談を活用し、就学前から義務教育終了後にわたる具体的な支援を進めていきます。

平成17年度

## 乙訓特別支援連携協議会





## 1 設立趣旨

乙訓地域（向日市・長岡京市・大山崎町の2市1町）では、平成15年度・16年度、文部科学省委嘱事業である「特別支援教育推進体制モデル事業」推進地域に指定され、校内委員会の整備や特別支援教育コーディネーターの位置付け、専門家チームによる巡回相談の実施など、小・中学校における支援体制の整備と支援の取組を進めてきた。

平成17年度は、文部科学省委嘱事業である「京都府特別支援教育体制推進事業」の指定を受け、新たに「乙訓特別支援連携協議会」を設立した。

この「乙訓特別支援連携協議会」は、上記「特別支援教育推進体制モデル事業」の事業内容を継承するとともに、さらに乙訓地域の養護学校や高等学校とも連携し、小・中学校及び高等学校におけるLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する支援体制の整備を目指すものである。

## 2 組織

- ◇ 2市1町教育委員会 担当指導主事及び特別支援教育コーディネーター
- ◇ 京都府立向日が丘養護学校 代表者
- ◇ 西通学圏の府立高等学校 代表者
- ◇ 乙訓教育局 担当者

## 3 取組状況

### (1) 会議

- ◇ 第1回 … 平成17年7月26日（火）
- ◇ 第2回 … 平成18年2月21日（火）

### (2) 巡回相談等

- ア 年度当初計画巡回相談 計6ケース（自由相談7ケース）
  - ・ 2市1町教育委員会 … 各2ケース
- イ 継続相談 計5ケース
  - ・ 向日市…1ケース、長岡京市…1ケース、大山崎町…3ケース
- ウ 専門家チーム会議 計4ケース
  - ・ 向日市…2ケース、長岡京市…2ケース

## 4 成果と課題

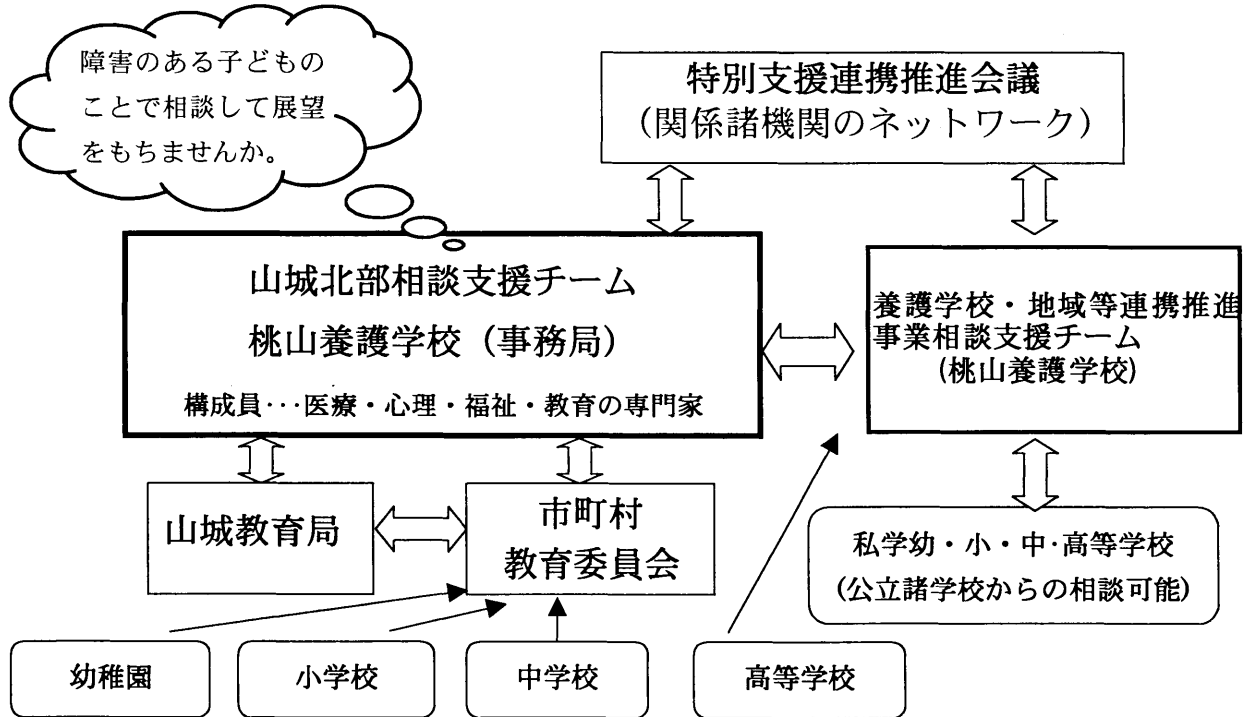
- (1) 巡回相談等を通して、LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への理解や一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導及び支援が各学校で着実に進展している。今後は、さらに中学校における巡回相談や小中連携等の校種間連携の充実を図る。
- (2) 「乙訓特別支援連携協議会」の取組を通して、市町教育委員会と養護学校が連携協力を図ることができる体制整備が進んだ。さらに、両者が円滑に連携できる環境を醸成するとともに、養護学校が特別支援教育のセンター的機能をより有効に発揮することが望まれる。

## 地域と結び 連携システムをつくる

山城教育局管内には、桃山・城陽・南山城養護学校独自で行っている巡回相談の他に、医療等の専門家や地域の小・中学校の相談支援員と一緒に行う山城北部巡回相談と山城南部巡回相談があります。

山城地域における特別  
桃山養護学校・城陽養護学校・

### 【山城北部巡回相談(宇治市・八幡市)】



#### 山城北部相談支援チームへの 相談申し込みは...

- 1 電話でまず桃山養護学校教育相談担当窓口、コーディネーターに連絡ください。  
(教育相談の日程調整等)
- 2 各市町村の教育委員会に申し込んでください。
- 3 ニーズに応じて本校スタッフによる来校・巡回による相談、或いは相談支援チーム(専門家)と連携し、巡回による相談支援を行います。

\*相談票、アセスメント票を準備しておいてください。

#### 桃山の連携をひろげる5つの事業

- 1 教育・巡回相談
  - ・ 授業観察
  - ・ アセスメント票でのケース会議
  - ・ 保護者との相談
  - ・ 事後のケース会議等

\*その他の児童生徒のケース会議もできます。
- 2 教育機器・教材の貸出
- 3 校内研修等の講師の派遣  
「軽度発達障害の障害理解と支援について」等
- 4 地域の先生の実践・研究の支援  
障害児学級等を担任されている先生の、学習指導や子どもたちの対応についての実践や研究に関わる相談を支援します。
- 5 地域生活支援の相談  
福祉制度の内容や利用の方法、放課後や休日の問題等々の相談に対応します。
- 6 学習会  
『ももやま土曜講座』で学習して障害、発達、特性等への見識を深めていきます。

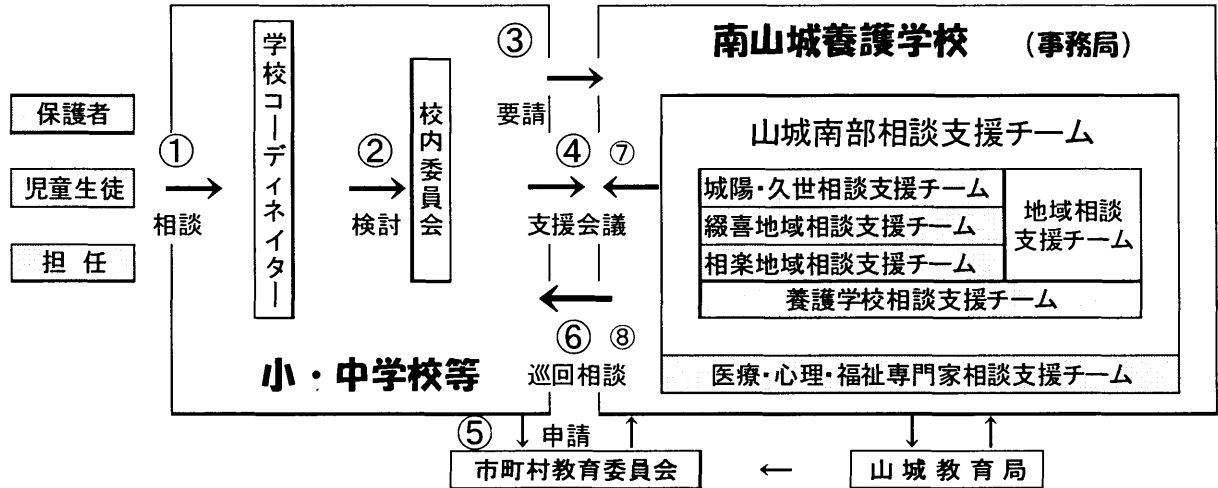
**支援教育体制推進事業担当者連絡会議**

南山城養護学校・市町村教育委員会・山城教育局

校内委員会を中心として、障害のある全ての児童生徒を学校全体で支援することが大切です。  
ニーズに応じて巡回相談も活用しながら、適切な支援をさらに充実させてください。

**【山城南部巡回相談(城陽市・京田辺市・久世郡・綴喜郡・相楽郡)】**

〈山城南部巡回相談のフローチャート〉

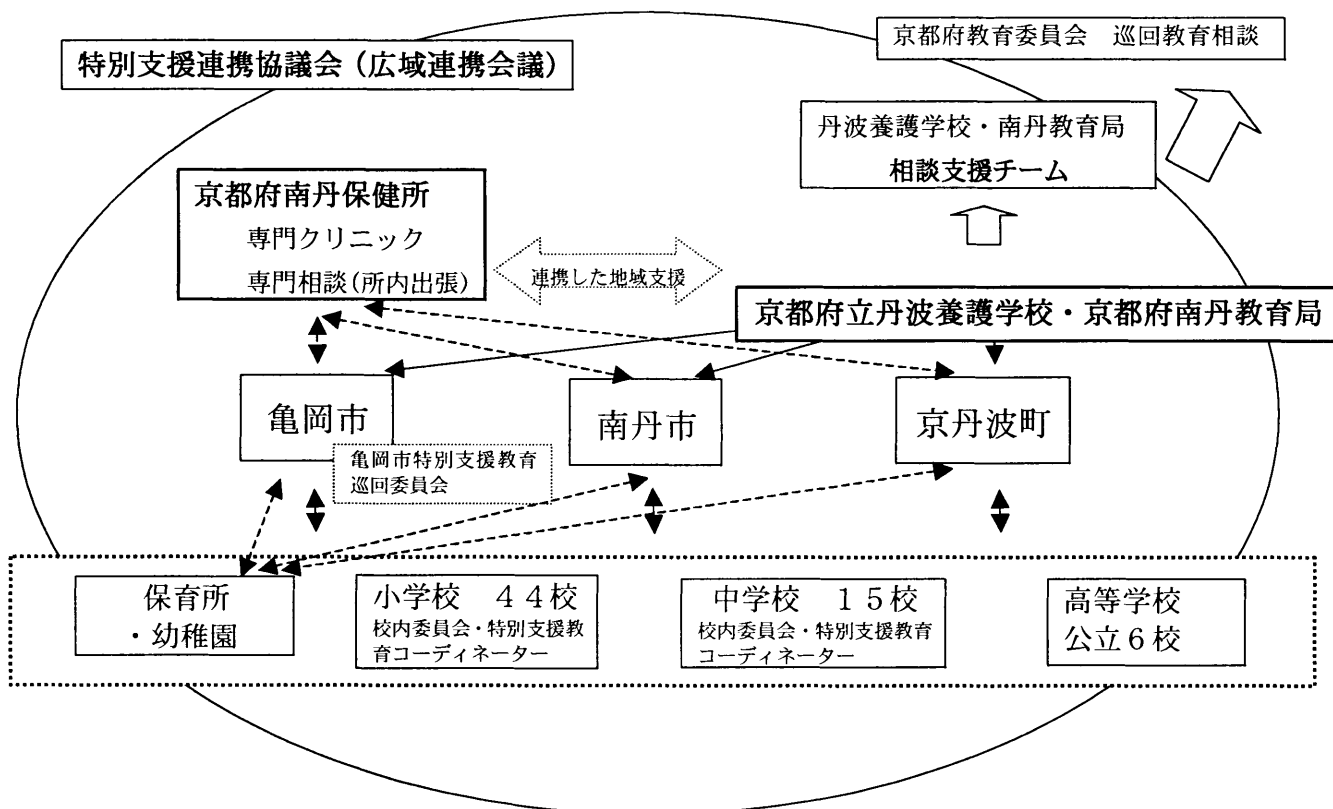


〈山城南部巡回相談の手順〉

相談支援内容	相談・検討内容等
① 児童生徒・保護者・担任からの悩み・困りごと、気づきの訴え・相談	・エピソード等を含んだ丁寧な聞き取りをしてください。 ・相談者(コーディネーター)は、訴え・相談内容から主訴の整理をしてください。
② 校内委員会で、聞き取り内容の分析し、主訴等の検討	【検討の際の視点】・指導改善、配慮事項の整理・教職員間の意思統一・保護者支援 【ケースの判断】①継続して指導(実践)をすすめ、校内で検討していくケース ②校内委員会から、山城南部相談支援を求めるケース
③ 相談支援の要請 ・学校コーディネーター	・学校コーディネーターが、養護学校(事務局)に電話等で相談支援を要請します。 (相談票・アセスメント票を準備しておいてください)
④ 巡回相談支援会議 ・学校コーディネーター ・担任等 ・地域相談支援チーム ・養護学校相談支援チーム	・相談票・アセスメント票をもとにケース検討をします。 ①検討事項に基づいて一定期間相談校で指導(実践)をすすめ、支援を継続するケース ②さらに専門家(医療・心理・福祉等)の相談支援を必要とするケース * 保護者の「手書き相談票」の提出(主訴と悩み・相談内容がわかりやすく記入したもの) * アセスメントで「良さ」の把握(自己肯定感を育てる支援の必要性からも重視してください) * 発達検査等の実施等
⑤ 巡回相談の申請	・市町村教育委員会を通して申請します。
⑥ 巡回教育相談 ・学校コーディネーター ・学校代表、担任等 ・地域相談支援チーム ・養護学校相談支援チーム ・医療・心理・福祉専門家	【必要な書類など】・事前調整で検討した、相談票・アセスメント票(加除修正済み) ・保護者の相談票(実施の場合) 【当日の流れ(日程)】 ①子ども観察(授業視察) ②アセスメント票でケース会議 ③保護者相談 ⑤事後ケース会議 ⑥その他の児童生徒のケース会議(PM)
⑦ 巡回相談支援会議 ・学校コーディネーター ・担任等 ・地域相談支援チーム ・養護学校相談支援チーム	・巡回教育相談以降、継続して相談支援が必要なケースの検討・分析をします。 ・相談校から巡回教育相談後の取組(実践)の報告を受けます。 ・巡回教育相談等支援を継続していく内容の検討
⑧ 巡回教育相談(実践版)	・一定期間継続的な巡回教育相談の形態です。 ・巡回教育相談で具体的な指導(対応)、教材等の実践に関わる支援も行います。
⑨ 相談支援の報告	・巡回教育相談後の報告を書面で提出してください。(養護学校)

# 南丹局管内の相談支援システム

京都府立丹波養護学校



## 南丹管内相談システムの特徴

- 1 養護学校・教育局・保健所が連携し、管内の支援の必要な幼児児童生徒への相談をネットワーク化して行っています。
- 2 相談支援チーム、亀岡市特別支援教育巡回委員と連携し、地域の教育・医療・福祉等の専門性を生かした支援活動を行っています。
- 3 教育（就学前から高等学校まで）、福祉、労働、保護者等による特別支援連携協議会を組織し、相談支援ネットワーク事業とも連動した地域支援を目指しています。
- 4 管内コーディネーター研修、丹波養護学校夏季公開講座等による各校特別支援教育コーディネーターとの連携とスキルアップを目指しています。

## 相談の申し込みは・・・

### 養護学校への相談申し込み

- 1 電話で教育相談担当、コーディネーターに申し込んでください。
  - 2 教育相談票を送付します。記入の上、返送してください。
  - 3 ニーズに応じて本校スタッフによる来校・巡回による相談、或いは管内機関、相談支援チームと連携し、巡回による相談支援を行います。
- \* 南丹教育局、各市町の教育委員会に申し込んでいただいても結構です。

## 南丹教育局

### 1 管内の状況

- (1) 校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの校務分掌の位置付けは、すべての小・中学校でなされている。特別支援教育コーディネーターの機能化という点では不十分な学校がある。
- (2) 障害児学級及び通級指導教室における個別の指導計画は90%以上の学校で作成されている。また、具体性のある個別の指導計画が多く为学校で作成され、教材の工夫や学期ごとの目標や手立ての見直し等P-D-C-Aのプロセスを重視した個に応じた指導がなされている。
- (3) 通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の障害のある児童生徒に対する個別の指導計画の作成については50%に満たない状況である。具体性のある個別の指導計画作成の促進とそれに基づく指導方法の工夫が必要である。
- (4) 特別支援教育コーディネーター等の研修
  - ア 府の「特別支援教育コーディネーターの養成講座」の活用がなされ、養成講座修了者が1名以上いる学校が約90%に伸びた。
  - イ 「管内特別支援教育コーディネーター等交流研修会」では、幼・小・中・高等学校等の特別支援教育コーディネーター等が参加し、講演や実践発表等を通してコーディネーター等の役割の認識や先進的な取組に学んだ。
  - ウ 丹波養護学校の開催する夏期講座、市町の開催する研修会、府特別支援教育研究会等の研修会への参加が進んだ。
- (5) 関係機関との連携の推進
  - ア 丹波養護学校の教育相談の件数も増え、局と丹波養護学校が連携した巡回相談チームへの相談も困難な事例を中心に保・小・中学校から9件の相談があった。また、亀岡市独自の巡回相談チームが設立されきめ細かい相談が実施された。さらに府専門家チームへの相談も4小学校1中学校が活用した。
  - イ 局と丹波養護学校が連携して設置した地域連携協議会により、医療、福祉、健康、労働、教育、保護者、大学等が横の連携を深め、障害のある幼児・児童・生徒に対する生涯にわたる支援体制を構築する素地ができた。
  - ウ 南丹地区小学校・中学校・高等学校等連絡協議会特別支援教育部会の設置等により、校種間の連携が進みつつある。
- (6) 交流及び共同学習が計画的に進められている。
- (7) 各学校において、学校便りや学校の教育方針等の説明会において特別支援教育について理解を求める学校が増えている。

### 2 課題

- (1) 通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の障害のある児童生徒に対する個別の指導計画作成の促進と指導方法の工夫
- (2) 特別支援教育コーディネーターの機能化
- (3) 特別支援教育について保護者や地域社会の理解と認識を深めるための啓発
- (4) 地域における特別支援教育のセンター的役割を果たす丹波養護学校等との連携の一層の推進

## 中丹教育局管内における特別支援教育の推進状況

- 1 校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの校務分掌への位置付けにより、校内体制の整備を図り、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の理解と個に応じた支援の具体化を進めている。
- 2 「特別支援教育コーディネーター養成講座」、「スキルアップ講座」、各市における研修会、中丹養護学校及び舞鶴養護学校で開催された研修会等への参加、校内研究会の充実によって研修を深めている。
- 3 府専門家チーム、中丹養護学校及び舞鶴養護学校の巡回相談、市の支援チーム等を活用し、LD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒の支援を行っている。
- 4 中丹地方小学校・中学校・高等学校等連携会議特別支援教育専門部会を設置し、校種間連携の推進及び研修を行っている。
- 5 中丹地域特別支援連携協議会（次ページイメージ図参照）を設置し、中丹養護学校・舞鶴養護学校と連携して支援体制を整備している。

	第1回中丹地域特別支援連携協議会	第2回中丹地域特別支援連携協議会
期 日	平成17年8月31日（水）	平成18年3月9日（木）
出席者	京都府立中丹養護学校 京都府立舞鶴養護学校 各市町就学指導委員会代表者 各市町教育委員会担当指導主事及び担当者 中丹教育局 計21名	京都府立中丹養護学校 京都府立舞鶴養護学校 各市教育委員会担当指導主事及び担当者 中丹教育局 計16名
内 容	中丹地域特別支援連携協議会について 就学指導について	中丹養護学校・舞鶴養護学校の事業内容報告 今年度の取組と来年度に向けて

### 6 課題

- (1) 校内委員会の充実、特別支援教育コーディネーターの養成及び機能化
- (2) 個別の指導計画の作成による個に応じた指導の推進と指導方法の工夫改善
- (3) 専門家チーム・巡回相談等の支援体制の一層の活用と関係機関との連携による支援の充実

# 中丹地域特別支援教育体制推進事業（イメージ）

各校の通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の幼児児童生徒を含む障害のある幼児児童生徒にとって、学びやすい環境づくりへの広域連携の取組を進める。

京都府教育委員会  
広域特別支援連携協議会

京都府巡回相談チームの派遣  
LD、ADHD、高機能自閉症等に関する専門的知識・経験を有する巡回相談員が要請に応じて巡回し、指導内容や方法に関する助言を行う。

中丹地域特別支援連携協議会  
〔構成：教育局・各地教委・中丹養護・舞鶴養護〕

【事務局：中丹教育局】  
実施事業  
1. 連絡会議の開催（年間2回程度）  
①2つの地域の特別支援連携推進会議の活動内容や情報の交流  
②中丹地域の特別支援教育のあり方の検討  
2. 府巡回相談チームとの連絡調整 など

綾部・福知山地域  
（中丹養護学校エリア）

舞鶴地域  
（舞鶴養護学校エリア）

特別支援連携推進会議

〔教育・福祉・医療関係者・保護者等で構成〕

特別支援連携推進会議

〔教育・福祉・医療関係者・保護者等で構成〕

実施事業

①相談業務（巡回・電話等）

綾部・福知山  
相談支援チーム  
〔高い専門性を有する養護・小・中・高の  
教員、心理学の専門家・福祉、労働機関  
関係者・医師等で構成〕

中丹養教育支援センター

綾部市  
幼・小・中・高

福知山市  
幼・小・中・高

②研修会等の支援（講師派遣等）

③教材・教具の貸し出し

④その他の事業

中丹養護学校

0773-32-0011

実施事業

①相談業務（巡回・電話等）

舞鶴相談支援チーム  
〔高い専門性を有する養護・小・中・高の  
教員、心理学の専門家・福祉、労働機関  
関係者・医師等で構成〕

舞鶴養トータルサポートセンター

舞鶴市  
幼・小・中・高

②研修会等の支援（講師派遣等）

③教材・教具の貸し出し

④その他の事業

舞鶴養護学校

0773-78-3133

養護学校・地域等連携推進事業により、養護学校  
単位に設置される組織。（京都府単費事業）

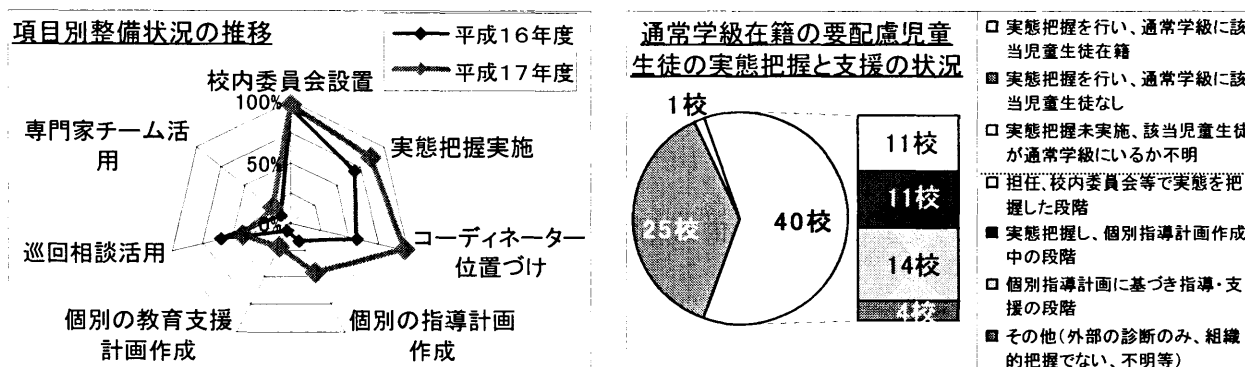
養護学校の実施事業活用の申込は、直接電話で養護学校まで

# 丹後教育局の特別支援教育の充実に向けた取組

## 1 管内特別支援教育体制の整備状況の把握

### (1) 校内体制の整備とP-D-C-Aサイクルによる支援の状況

[17年度体制整備状況調査及び教育活動の実施状況調査より]



○校内委員会設置、コーディネーター位置付け等、ハード面の整備はほぼ完了

○実態把握はほぼ全校で実施

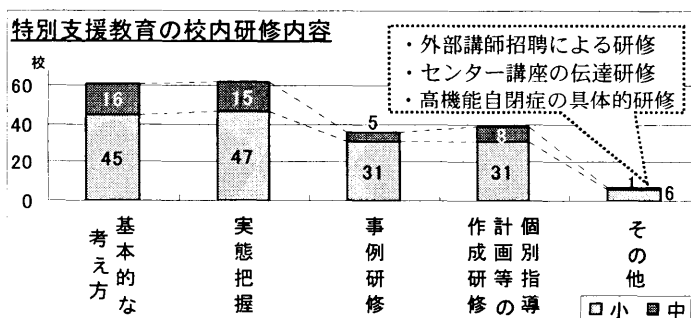
●校内委員会を中心とした実態把握に基づく具体的な支援の計画作成が課題

●該当児童生徒がいる学校で、具体的な指導・支援を指導計画に基づき進めている学校は1/3程度

●具体的な支援を踏まえた巡回相談、専門家チーム活用等、関係機関とのより一層の連携が必要

### (2) 特別支援教育の研修状況

[17年度教育活動の実施状況調査より]



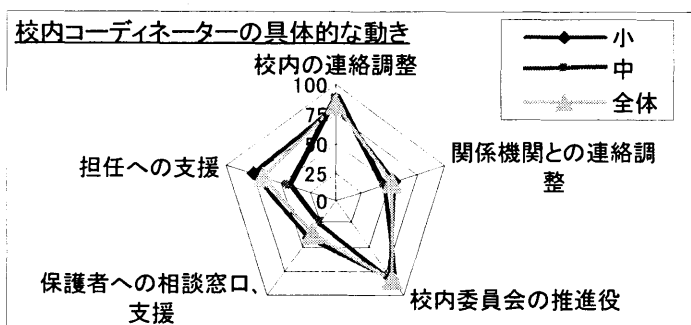
○約9割の学校で基本的な考え方と実態把握を内容とした研修を実施(各校平均して3項目以上の内容で研修を実施、研修小中学校で100%実施)

○軽度発達障害の児童生徒への具体的な支援の研修や外部講師招聘による研修を実施する学校あり

●実態把握を踏まえた事例研修、個別の指導計画作成研修等の実質的な支援につながる研修を実施している学校が半数にとどまる

### (3) 校内コーディネーターの動き

[17年度教育活動の実施状況調査より]



○校内の連絡調整、校内委員会の推進役としての動きは進展

●担任・保護者への支援など専門性を伴う動きに課題(中学校において特に顕著)

●校内コーディネーターの指名に十分配慮が必要

●校内委員会のより実質的な充実が必要

## 2 巡回相談等の支援状況

### (1) 支援対象

・小学校は全市町から、中学校は6市町のうち4市町から、保育所や高等学校、民間保育園からもあり



(2) 巡回相談活用状況（2月末現在）

ア 養護学校相談支援チームの活用

- ・活用小中学校数…13校
- ・巡回相談件数…16件
- ・相談者数…23名
- ・市町就学指導委員会での相談も含む相談者数…41名

イ 府巡回相談チームの活用

- ・活用小学校数…1校
- ・巡回相談件数…1件
- ・相談者数…3名

ウ 府の専門家チーム会議の活用

- ・活用小学校数…6校（2市3町）
- ・巡回相談件数…6件

(3) 養護学校相談支援チームを活用した小中学校の研修支援活用状況（1月末現在）

- ・活用小中学校数…6校
- ・研修内容…個別の支援計画作成、広汎性発達障害、軽度発達障害と気付き、自閉症、特別支援教育の考え方等

3 教育局と養護学校の連携

(1) 巡回相談手続きの手順の確認（右図）

(2) 特別支援連携協議会

ア 日時 平成17年8月27日

イ 内容

(7) 事業説明

(イ) 各分野からの現状報告

- ・教育分野（養護学校・府巡回相談員）
- ・保健分野（丹後保健所保健室）
- ・福祉分野（丹後保健所福祉室）
- ・労働分野（峰山公共職業安定所）

(ウ) 質問・意見交流

ウ 参加者 各分野から46名出席

(3) 特別支援教育体制推進研修会

ア 日時 平成18年3月17日

イ 対象 管内通級指導教室担当教員

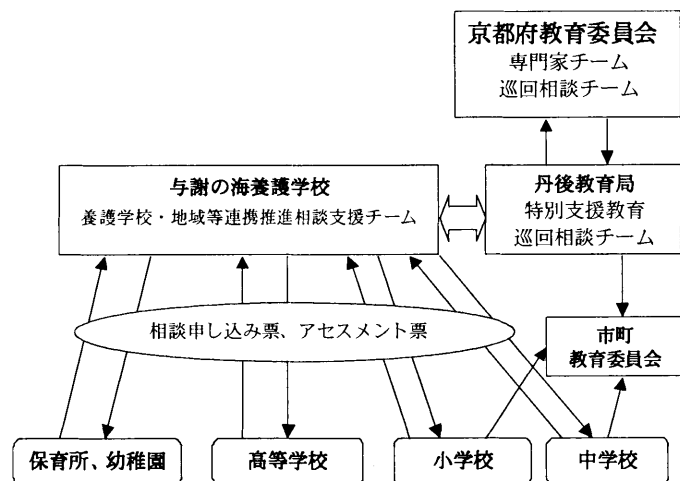
ウ 内容

(7) 事業の概要説明・課題提起（養護学校・丹後教育局）

(イ) 実践報告（養護学校巡回相談員・府巡回相談員）

(ウ) 意見交流

(4) 養護学校と教育局担当者との事務的な打ち合わせを随時開催



4 その他

(1) 教育局と総合教育センターとの連携 によるスキルアップ講座（丹後）を宮津市立宮津小学校を会場に実施 [10月]

(2) 教育局担当者と養護学校担当者及び小中学校の巡回相談員（2名）との情報交流（研修会実施に向けた打合せを含む）実施 [2月]

5 来年度への改善に向けて

(1) 特別支援教育に対する基本的な考え方を踏まえた、より実践的な研修の促進

(2) 障害のある児童生徒を支援するための校内体制の機能化

ア 校内委員会、校内コーディネーターの実質的機能の充実（チームで対応）

イ P-D-C-A のプロセスを重視した、個に応じた指導の推進と指導方法の工夫改善

ウ 特別な支援を必要とする児童生徒の個別の指導計画の作成・指導・改善

(3) 特別支援教育体制推進事業等の積極的活用による連携強化

## 特別支援教育コーディネーターの養成

特別支援教育は、チームで組織的に取り組んでいきます。各学校におけるチームとは「特別支援教育校内委員会」です。そのチームの核であり、連携のかなめとなるのが特別支援教育コーディネーターです。特別支援教育コーディネーターを校務として明確に位置付けることで、教職員全体の理解のもとに学校内の協力体制の構築や関係機関との連携体制の整備を図ります。

小学校・中学校・高等学校の特別支援教育コーディネーターの役割としては、

- ①学校内の関係者や関係機関との連絡・調整
- ②保護者に対する学校の相談窓口としての機能

さらに、盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーターには、これらに地域支援の機能として、小学校・中学校・高等学校等への支援が加わることを踏まえ、

- ③地域内の特別支援教育の核として関係機関とのより密接な連絡調整が求められます。
- また、特別支援教育コーディネーターに求められる資質・技能には、

- ①連絡・調整に関すること
- ②特別な教育的ニーズのある児童生徒や保護者の理解に関すること
- ③障害のある児童生徒など教育実践の充実に関すること等があげられます。

特別支援教育コーディネーターには、実に多様な役割や専門性が求められていますが、特別支援教育はまだ、始まったばかりであり、全てのコーディネーターが十分に役割を果たしているわけではありません。

研修等の受講とともに現場での実践を重ねて専門性を高め特別支援教育の推進を図っていくことが大切です。



特別支援教育コーディネーターを養成する研修は平成14年度から始まり、平成17年度からは特別研修として京都府総合教育センターで実施しています。

「特別支援教育コーディネーター養成講座」は3回シリーズで実施し、学校ですぐに使える実践的な講座となるよう先進校の特別支援教育コーディネーターの実践発表、実態把握、アセスメントの仕方等の演習を取り入れ、平成17年度は150名以上の教員が受講しました。

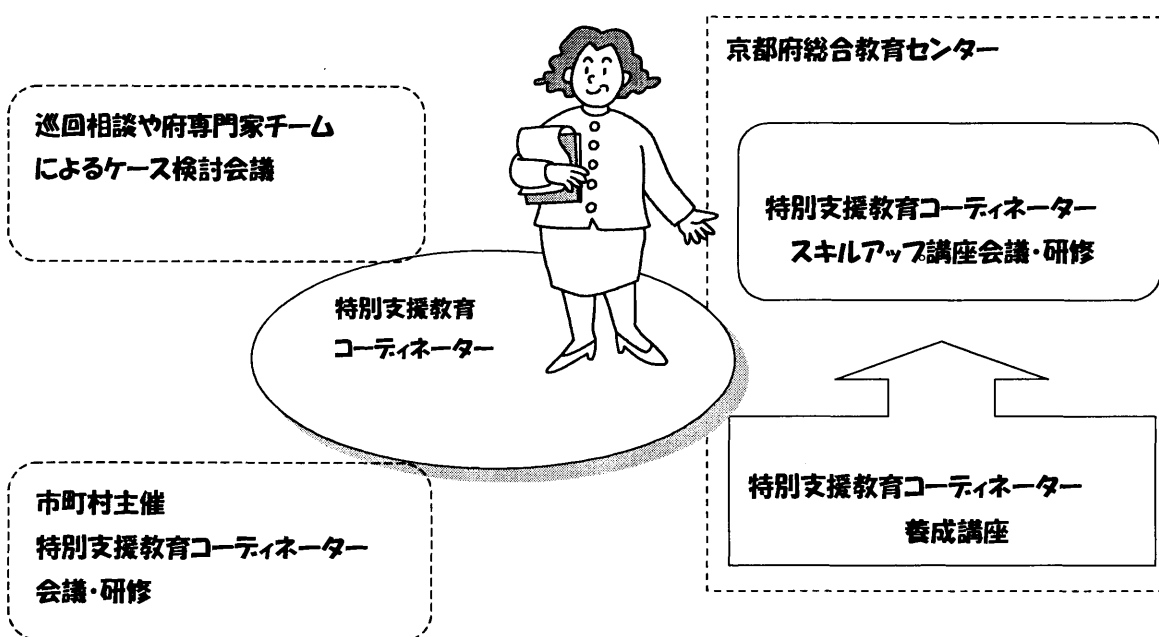
養成講座の修了者には、より専門的な講座も開講しています。教育局毎に地域の小学校を会場とし「特別支援教育コーディネータースキルアップ講座」を実施しました。これは実際に授業を参観し、学校や教室環境・雰囲気、学級集団と対象児童との関わり等多くの事を学ぶことができる貴重な講座です。

実際に校内で活動している特別支援教育コーディネーター40名が、一人一人のニーズに応じた授業の在り方や校内体制、コーディネーターの役割について活発に研究協議をしました。特別支援教育推進校の取組を参考に、地域や学校の状況に応じて自校の体制や実践を振り返り、修正し、よりよいものにしていく機会となっています。

各市町村においても、教育委員会が小・中学校特別支援教育コーディネーター会議を定期的で開催し、情報交換や研修会を行っているところがあります。日々の実践に関する悩みや取組について、交流ができる場として活用されています。また、会議で実態把握のためのチェックリストや個別の指導計画の様式を検討し、市町村内の小・中学校で統一したところもあります。こうしたことを通して校種間連携がしやすくなったという声も聞かれます。

さらに盲・聾・養護学校では、地域の保護者や教員を参加対象に含めた研修会を実施しており、特別支援教育コーディネーターをはじめ多くの教員も参加し、LD等の発達障害や医療との連携の在り方について研修を深めています。

このように、特別支援教育コーディネーターを支え養成していくためのシステムを京都府では重層的に作っています。



特別支援教育コーディネーターが中心となり、各支援地域や府の巡回相談や専門家チームを活用することにより、実態把握やアセスメントの作成、担任や保護者への支援・連絡調整等、実践的な力を育成できます。

特別支援教育は、特別支援教育コーディネーターが一人で担っていくものではありません。子どもに関わる全ての人々が連携し、協働していくことが大切なのです。

まだ特別支援教育の活動内容やその手法について明確に確定したものではありません。

これから特別支援教育コーディネーターが連絡調整役・推進役としての機能機能を発揮し、地域や学校の状況に応じた特別支援教育の体制や指導・支援の実践を積み上げていきましょう。